

～必要な手続き案内～

おくやみ
ハンドブック
益田市

「おくやみコーナー」の利用には
予約が必要です。

オクヤミ
☎0856-22-0983

(予約受付 平日8:30～17:15)

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去にあたり、謹んでお悔やみ申し上げます。
益田市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

益田市役所

事前準備について

益田市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずはご来庁の前に事前準備をお願いします。

STEP 1 持ち物の確認

2ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 相続人代表者を決める

法定相続人の中から手続きをしていただく代表者を決めてください。
来庁者が、法定相続人以外の場合は、事前にご相談ください。
※詳細は3ページをご覧ください。

STEP 3 おくやみコーナーの予約 (☎ 0856-22-0983)

おくやみコーナーを利用される場合は、4ページの予約方法にてご予約ください。

STEP 4 各種手続きの確認

6ページからの各種手続き一覧で必要な手続きをご確認ください。
詳しい情報が必要な場合は、益田市ホームページ (二次元コードで読み取り可) または、直接お問い合わせください。



STEP 5 ご来庁ください

必要なものをお持ちの上、益田市役所へお越しください。
※美都地域総務課および匹見地域総務課での手続きもできます。
(予約は不要)



来庁時の持ち物について

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の**本人確認書類**（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印**（相続人代表者）
- 預貯金通帳**（相続人代表者および喪主、年金請求者）

※ 遺言書・相続放棄申述受理通知書がある場合はご持参ください。

※ 通帳の他に、キャッシュカード、スマート通帳でも可能です。もしも持参できない場合は、ご相談ください。

※ 相続人が来庁できない場合は、委任状が必要です。12 ページの委任状をご利用ください。

本人確認書類について

1 点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など

2 点で本人確認できる書類

介護保険証、健康保険・後期高齢者医療の資格確認書、各種医療費受給者証、各種年金手帳、学生証など

※有効期限のあるものは、期限内のものに限ります。



亡くなられた方の必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 国民健康保険資格確認書、資格情報のお知らせ、後期高齢者医療資格確認書
 - ※国民健康保険加入世帯の世帯主が亡くなられた場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書、資格情報のお知らせ
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
- 福祉医療費医療証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳、年金証書）

相続人代表者とは

所有者や相続割合などに関わらず、あくまでも市の手続きのために、法定相続人を代表して書類や還付金、納付書などを受け取る人のことです。

- ・亡くなられた方の納税義務や還付金を受け取る権利は、相続人に承継されます。
- ・相続人代表者はあくまで手続き上の代表者です。相続人代表者だけに納税・納付義務や還付・権利が承継されるわけではありません。
- ・相続放棄をした方は、相続人になりません。
(「相続放棄申述受理通知書」の写しを提出してください。)
- ・徴収金や還付金などは、相続財産として相続人当事者間で清算してください。

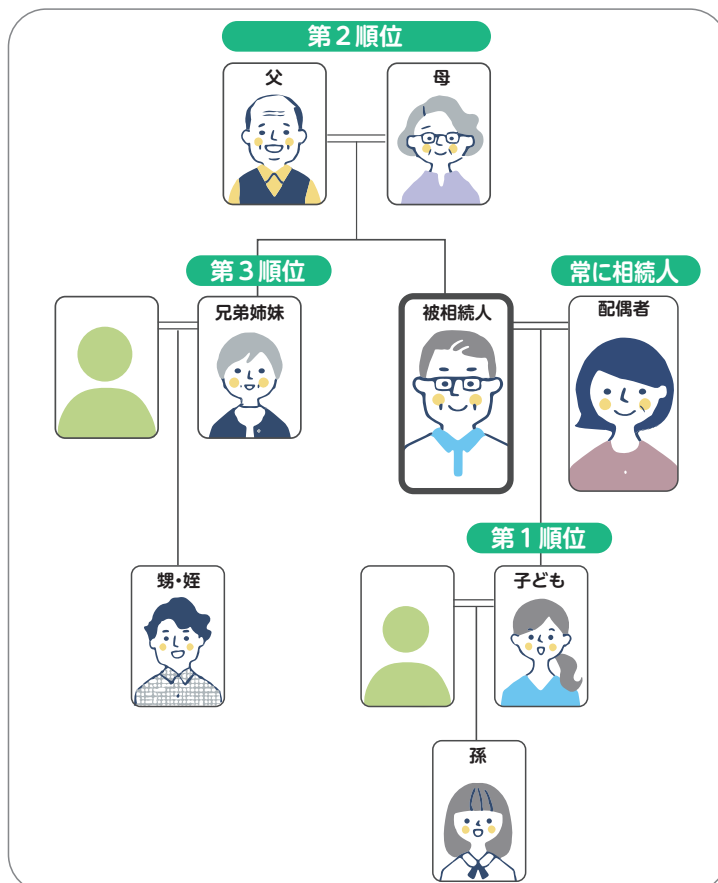
●遺言書・公正証書がある、または相続放棄を検討されている場合は持ち物や手続きの進め方が大きく変わるため、予約時、手続き時に必ず最初に申し出てください。

●法定相続人以外の方が手続きをされる場合は事前にご相談ください。

●固定資産の相続登記は、法務局での手続きが必要となります。

※ 令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されています。

法定相続人の順位と範囲 (遺言による相続を除く)



常に相続人

配偶者

(法律上の配偶者に限る)

第1順位

子ども

(故人の場合は孫。
孫も故人の場合はひ孫)

第2順位

親

(故人の場合は祖父母など)

第3順位

兄弟姉妹

(故人の場合は甥や姪)

おくやみコーナーのご案内

益田市おくやみコーナーでは、市役所内の必要な手続きの調査や申請書の作成、担当窓口へのご案内などのお手伝いをしています。

※益田市に住民登録をされていた故人が対象です。

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1か所でほとんどの手続きをすることができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもありますが、おくやみコーナー担当職員が担当課へ同行し、サポートします。

●書類の記入が省略できます

亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。

●専用コーナーで安心して相談できます



予約方法について

1. 予約電話（受付時間 平日8：30～17：15）

☎：0856-22-0983 FAX：0856-24-0180

2. 予約枠 ① 9：00～10：30 ② 10：30～12：00 ③ 13：30～15：00 ④ 15：00～16：30 各1組

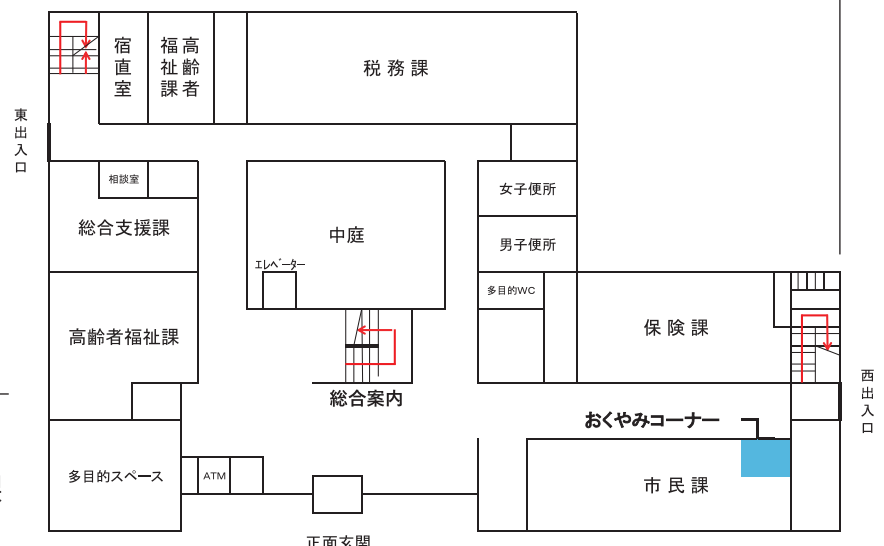
3. その他

- 予約がない場合もおくやみコーナーを利用できますが、予約優先のためお待ちいただく場合があります。
- おくやみコーナーを利用せず、これまでどおり直接各担当窓口で手続きすることもできます。
- 美都地域総務課および匹見地域総務課での手続きは、これまでどおり予約は不要です。直接窓口へお越しください。
- 電話での予約が難しい方は、FAXにてお問い合わせください。



益田市おくやみコーナー

場所：益田市役所本庁1階 市民課



おくやみに関する手続きの流れ (目安)

※ここに記載の葬儀・法要は、あくまでも一例であり、宗教や宗派、風習等によって異なります。
また、各手続きの時期はあくまでも目安であり、それぞれの期限は異なります。

市役所以外の手続きは () に関係機関を表記

期限	葬儀・法要	届出・手続	相続・税金関連
7日以内	葬儀・法要の連絡・調整 (葬儀社) 通夜・葬儀 (葬儀社) 初七日	死亡診断書の取得 (医療機関) 死亡届の提出 火葬許可証の取得	
10～14日以内		健康保険資格確認書等・介護保険被保険者証等返却、資格喪失届の提出 児童手当・児童扶養手当などの変更	遺言書の確認・検認 (家庭裁判所) 年金受給口座の凍結 (各金融機関) 戸籍関係証明書などの取得
葬儀後なるべく早く	四十九日納骨	公共料金等の変更 (電気、ガス、電話など関連会社) 上下水道使用者名義変更など 原付バイク・小型特殊自動車の廃車、名義変更	故人の財産調査 (各自) 遺産分割協議の開始 (各自) 相続人代表者届 (2か月程度以内)
できるだけ早く			遺産分割協議書の作成 (各自) 不動産の相続登記 (法務局) 銀行・証券口座の名義変更・解約 (各金融機関) 生命保険金の請求 (各保険会社)
3か月以内			相続放棄または限定承認 (家裁)
4か月以内			故人の所得税の準確定申告 (税務署)
10か月以内			相続税の申告 (税務署)
1年内			
2年内		葬祭費の請求 埋葬料請求 (勤め先) 高額療養費の請求	
5年内		未支給年金請求 遺族年金等の受給申請 (年金機構)	

各種手続き

	対象者	手続き概要	受付窓口
住民登録	マイナンバーカード (個人番号通知カード) を 持っていた	返却は不要 ※すべての手続き終了後、ご自身で破棄してくだ さい。	市民課 ☎ 0856-31-0222 FAX 0856-24-0180
	印鑑登録をしていた	印鑑登録証(カード)の返却またはご自身で破 棄してください。	
健康保険	国民健康保険に加入して いた、または 加入世帯の世帯主だった	資格確認書または資格情報のお知らせ、 各種認定証の返却・差替え 葬祭費支給申請 送付先変更届出 保険税還付金受取代表者届出 高額療養費支給申請、受取人代表者選任届出 新世帯主口座振替届出(ご案内)	保険課保険係 ☎ 0856-31-0212 FAX 0856-24-0180
	後期高齢者医療保険に加 入していた	資格確認書、各種認定証の返却 葬祭費支給申請 ※葬祭執行者がご遺族でない場合、 葬祭の領収書、会葬礼状が必要 相続人代表指定届出 保険料還付金振込口座届出 高額療養費支給申請	保険課保健・年金係 ☎ 0856-31-0215 FAX 0856-24-0180
年金	国民年金・厚生年金を 受給していた、または 加入していた	必要な手続きの確認 (未支給年金、死亡一時金などの請求) ※ <u>どの手続きに該当するかは来庁時に調査し、 必要書類をご説明します。</u>	農業委員会事務局 ☎ 0856-31-0481
	農業者年金を 受給していた	農業者年金死亡関係届、未支給年金などの請求 ※ <u>来庁時に今後の手続きと必要書類について、 ご説明します。</u>	
介護	65歳以上の方、または 介護認定を受けていた	介護保険被保険者証等の返却 介護保険資格喪失届出 還付金等受取代表者選任届出 送付先変更届出 高額介護(介護予防)サービス費支給申請	高齢者福祉課 ☎ 0856-31-0682 FAX 0856-24-0181
税	市・県民税が 課税されていた	市・県民税・森林環境税に関する 相続人代表者指定届出	税務課市民税係 ☎ 0856-31-0608 税務課固定資産税係 ☎ 0856-31-0610 FAX 0856-23-3929
	原動機付自転車など (益田市ナンバー)の 車両を所有していた	名義変更、廃車 ※手続きの際は、本人確認書類、亡くなられた方 と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本な ど)をご持参ください。	
	固定資産を所有(所有権移 転登記が済んでいない)	相続人代表者指定届出 今後の納税に関する手続き	

各種手続き

役所以外で行う手続き

委任状

相続について

広告掲載事業者

各種手続き

各種手続き

市役所以外で行う手続き

委任状

相続について

広告掲載事業者

	対象者	手続き概要	受付窓口
障がい	各手帳、証などを交付されていた	各手帳、証の返却 手帳：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 受給者証：自立支援医療、障害福祉サービス、福祉医療費 その他：タクシー券	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120
	福祉医療費の助成を受けていた	資格喪失届出 相続人代表指定届出 請求書の提出	
	特別障害者手当、障害児福祉手当（経過的福祉手当）、特別児童扶養手当を受給していた	資格喪失届出 死亡届出 相続人代表者選任届出 未支払手当請求	
	精神障害者通院医療費助成、じん臓機能障害者通院費助成を受けていた	医療費助成請求 相続人代表者選任届出 通院費助成請求 通院証明書提出	
	児童発達支援・放課後等デイサービスなどを利用していた	障害児通所給付受給者証返却 保護者変更届出	
子ども	児童手当支給対象の児童だった、または児童手当を受給していた	受給事由消滅手続き 受給額改定手続き 受給者変更届出	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833
	児童扶養手当支給対象の児童だった、または児童扶養手当を受給していた	受給者死亡届出 資格喪失届出 支給額変更届出	
	保育所などを利用していた園児、または保護者	支給認定の変更届出	
	こころカードを交付されていた保護者、または末子が亡くなった家庭	こころカード返還手続き こころカード有効期限変更手続き ※亡くなった児童が末子でない場合は手続き不要です。	
	子ども医療費受給資格証を交付されていた	受給資格者証の返却 資格喪失届出	保険課保健・年金係 ☎ 0856-31-0215 FAX 0856-24-0180

	対象者	手続き概要	受付窓口
上下水道	上下水道を使用していた	名義変更届出 閉栓手続き 料金支払い方法変更届出	上下水道部業務課 ☎ 0856-31-0422 FAX 0856-24-2711
	下水道事業受益者負担金を納付中だった	受益者変更届出	下水道課 ☎ 0856-31-0323 FAX 0856-23-0930
墓	新しい墓を私有地に建てる予定をしている	許可申請 ※私有地に墓を新設する場合はご相談ください。	環境衛生課 ☎ 0856-31-0201 FAX 0856-31-1139
犬	犬を飼っていた	飼い犬の登録変更	
農地	農地を所有していた	農地の権利取得届出	農業委員会事務局 ☎ 0856-31-0481
	農地中間管理機構を利用し農地の貸し借りをしていた	貸出者の変更届出 農地賃貸借契約の解約手続き	農林水産課 農業担い手支援センター ☎ 0856-31-0312 FAX 0856-24-0452
	水田を所有・管理していたまたは借りていた	水稻生産実施計画書の名義、住所、連絡先の変更届出 ※所有者が経営所得安定対策へ加入していた場合、交付金の承継手続き	益田市 農業再生協議会 (農林水産課内) ☎ 0856-31-0316 FAX 0856-24-0452
山	森林の土地を所有していた	所有者の変更届出	農林水産課 林業水産係 ☎ 0856-31-0313 FAX 0856-24-0452
文化財	指定文化財、登録文化財を所有していた	所有者の変更届出	文化振興課 ☎ 0856-31-0623 FAX 0856-31-0641

※各種手続きの詳細はこちらから



MEMO

市役所以外の手続き

区分	対象者	手続き詳細	必要なもの	期限	手続き可能な人	問い合わせ先	
年金	共済年金	各共済組合へ直接お問い合わせください					
	企業年金	企業年金連合会へ直接お問い合わせください ☎ 0570-02-2666					
	恩給	総務省恩給相談室へ直接お問い合わせください ☎ 03-5273-1400					
扶養年金	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた	島根県障がい福祉課へ直接お問い合わせください ☎ 0852-22-6526 FAX 0852-22-6687					
し尿	し尿くみ取り式のトイレを使用していた	し尿くみ取り取消(変更)申請	お問い合わせください	すみやかに	どなたでも可	【益田・美都地区】 (有)益田市衛生公社 ☎ 0856-22-0931 【匹見地区】 久保商事(有) ☎ 0856-56-1259	
浄化槽	浄化槽を使用していた	浄化槽管理者の変更	お問い合わせください	すみやかに	どなたでも可	益田保健所 ☎ 0856-31-9554 FAX 0856-31-9568	
障がい	NHK受信料減免	障害者手帳(身体・療育・精神)を所持し、NHK放送受信料の減免を受けていた	減免取消の届出	お問い合わせください	すみやかに	お問い合わせください	NHK 松江放送局 ☎ 0852-32-0702
	有料道路割引	身体障害者手帳、療育手帳(A)を所持し、有料道路の通行料金割引を受けていた	通行割引停止の届出	お問い合わせください			有料道路 ETC 割引登録係 ☎ 045-477-1233
特定医療費	特定医療費(指定難病)の助成を受けていた	特定医療受給者証返還届	受給者証	すみやかに	どなたでも可	益田保健所 医事・難病支援課 ☎ 0856-31-9548 FAX 0856-31-9568	
被爆者健康手帳	被爆者健康手帳を持っていた	死亡届出	住民票の除票など ※詳細はお問い合わせください	お問い合わせください			益田保健所 医事・難病支援課 ☎ 0856-31-9548 FAX 0856-31-9568

各種手続き

市役所以外で行う手続き

委任状

相続について

広告掲載事業者

区分	対象者	手続き詳細	必要なもの	期限	手続き可能な人	問い合わせ先
市営住宅	市営住宅の名義人が亡くなり、入居を継続する同居者	入居継続の承認申請	戸籍謄本(抄本)など	すみやかに	同居者	島根県住宅供給公社 ☎ 0856-31-1530
	市営住宅の名義人だった	退去の届出		すみやかに	親族および関係者	
	市営住宅の同居者だった	同居者異動届出	死亡診断書の写し・住民票の除票など	すみやかに	名義人	
軽自動車	軽自動車を所有していた	廃車名義変更	お問い合わせください			軽自動車検査協会 島根事務所 ☎ 050-3816-3083 FAX 0852-37-0566
自動車 普通	普通自動車を所有していた	廃車名義変更	お問い合わせください			中国運輸局 島根運輸支局(松江) ☎ 050-5540-2071
免許証 運転	免許証を所持していた	免許証の返却	お問い合わせください			益田警察署 ☎ 0856-22-0110
預貯金	銀行口座を所有していた	銀行口座解約	お問い合わせください			各金融機関
国債	戦没者弔慰金を受給していた	記名変更償還金受領	お問い合わせください			弔慰金国庫債券に記載の郵便局
マネー 電子	電子マネーのチャージ残高がある	解約	お問い合わせください			各関連会社
保険 各種	生命保険、損害保険等に加入していた	名義変更解約	お問い合わせください			加入していた保険会社、代理店
受信料 NHK	NHK受信料の契約者だった	名義変更解約	お問い合わせください			NHKフリーダイヤル(9時~18時) ☎ 0120-151515
電話 固定	契約者だった	契約の承継名義変更解約	お問い合わせください			NTT西日本 ☎ 116 (固定電話から) ☎ 0800-2000116 (携帯から)
電話 携帯	契約者だった	名義変更解約	お問い合わせください			各契約会社

市役所以外の手続き

各種手続き

市役所以外で行う手続き

委任状

相続について

広告掲載事業者

区分	対象者	手続き詳細	必要なもの	期限	手続き可能な人	問い合わせ先
ケーブルテレビ	契約者だった	名義変更 解約	お問い合わせください			ひとまるビジョン ☎0856-31-0011
ガス電気	契約者だった	名義変更 解約	お問い合わせください			各契約会社
遺品		遺品整理	お問い合わせください			遺品整理・廃棄業者
ごみ		ごみの 分別、処理	お問い合わせください			〈燃やせるごみ〉 益田地区 広域クリーンセンター ☎ 0856-31-4153 〈容器包装プラス チック、埋め立て〉 益田市リサイクルプラザ ☎ 0856-26-0558
不動産登記関係	土地・家屋等を 所有していた	相続登記 (不動産の 名義変更)	お問い合わせください		相続人	松江地方法務局 益田支局 ☎ 0856-22-0429
		空き家 バンクの 登録	お問い合わせください ※新規登録の場合は、 登記名義変更後手続き をお願いします。		相続人	地域振興課 定住促進係 ☎ 0856-31-0173
刀剣類 銃砲	銃砲刀剣類 を所有していた	廃棄 名義変更	お問い合わせ ください	すみや かに	相続人	島根県教育庁 文化財課 文化財係 ☎ 0852-22-6612

MEMO

※委任者がすべてを記入し、原本を提出してください。
 ※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

委任状

(宛先) 益田市長
 島根県後期高齢者医療広域連合長様 令和 年 月 日 作成

委任者（頼む方）	
住所	_____
氏名	_____ 印
生年月日	昭和・平成 年 月 日
連絡先電話番号	_____ - _____

(亡くなられた方のお名前)

_____ 死亡に伴う下記の事項について次の者に委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）※代理人についても必ず委任者自身が記入してください	
住所	_____
氏名	_____ 委任者からみた代理人の続柄 ()
生年月日	昭和・平成 年 月 日
連絡先電話番号	_____ - _____

委任事項（委任する事項に必ず頼む方が□に✓を付してください）

- 世帯変更届に関する手続き
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、児童手当、障がい者福祉、市民税、固定資産税等に関する手続き
- () の受領に関する手続き
- 相続手続き等に必要となる戸籍（除籍）、改製原戸籍の謄（抄）本、住民票（除票）の交付申請および受領に関する権限

(本籍地)	(筆頭者)
-------	-------

その他、所得証明書等の交付申請手続きを委任したいことがある場合、どなたの、どの証明書が何枚必要かを具体的に記入してください。

相続に関する手続き

相続の手続き

- 相続財産の調査
- 相続人の確認 ※詳細は3ページを参照してください。
- 遺言書等の確認、相続放棄の検討
- 遺産分割（協議、協議書作成）
- 各種名義変更手続き（預貯金、不動産、各種保険など）
- 税の申告（所得税・相続税）

項目	期日	届出・手続	問い合わせ先
遺言書の確認・検認	すみやかに	遺言書は「法定相続」よりも優先されます。法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。	松江地方・家庭裁判所 益田支部 ☎ 0856-22-0365
相続放棄	3か月以内	被相続人の最終住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な手続きがあるため、家庭裁判所にご確認ください。	益田税務署 ☎ 0856-22-0444
所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日までの間に所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。	益田税務署 ☎ 0856-22-0444
相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価格の合計額が基礎控除額を超える場合、相続の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円×法定相続人の人数	

相続に関する相談先（専門家）

各相談の日時は、変更する場合がありますため、毎月の広報ますだ「市民カレンダー」でご確認ください。

相談先	日時・場所	問い合わせ先
石見法律相談センターによる 無料法律相談 ※要予約	日 時：第1・3金曜日 10:00～15:40 ※1月は変更があるため要確認 場 所：益田市人権センター	石見法律相談センター ☎ 0855-22-4514
司法書士 無料法律相談 ※要予約	日 時：第3木曜日 13:00～17:00 場 所：益田市人権センター	島根県司法書士会 ☎ 0852-60-9211

戸籍関係証明書・印鑑登録証明書の取得について

※これは市役所窓口で取得する場合のご案内です。オンライン等で取得の場合は、市ホームページで確認してください。

(1) 戸籍関係証明書の取得について

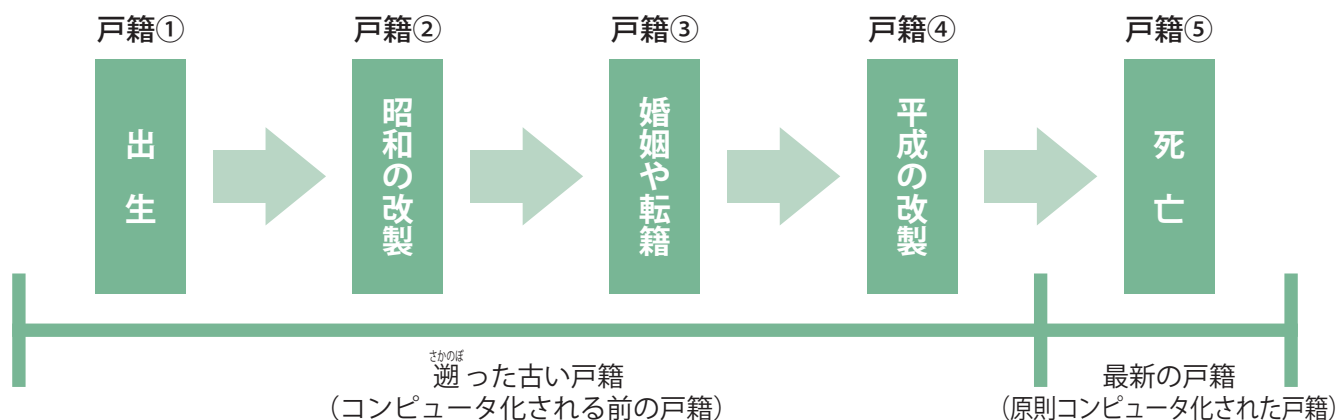
本籍地が益田市の方

【申請に必要なもの】

- ・本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ※亡くなられた方の戸籍謄（抄）本は、死亡届提出後、届出日を含め5日目以降（土日、祝日を除く）に取得できます。
- ※相続等で複数の戸籍（出生から死亡までなど）を請求する場合は時間を要しますので、余裕をもってご来庁ください。
- ※事前に本籍地と筆頭者、提出先で必要な証明書の種類の確認をお願いします。

証明書の種類	手数料	内容
戸籍謄本 全部事項証明	450 円	戸籍に記載されたすべてについて証明したもの。 (電算化された戸籍謄本は全部事項証明という。)
戸籍抄本 個人事項証明	450 円	戸籍に記載された人のうち、必要な人だけを証明したもの。
除籍謄本	750 円	除籍された戸籍のこと。 戸籍に記載されている人が、死亡・婚姻などで全員除かれた場合、もしくは転籍で戸籍全部が除かれた場合、除籍謄本となる。
改製原戸籍謄本	750 円	戸籍法により作りかえられた戸籍の原本となる戸籍。昭和 22 年改製・昭和 32 年改製、平成 6 年改製がある。 改製される時点で除かれている人は、改製後の新しい戸籍には記載されない。
戸籍の附票	300 円	戸籍に記載された人の住所の異動経過を記録したもの。

【参考例】 相続の手続きのため、故人の出生から死亡までの連続した戸籍を取得する場合



※枚数は故人の出生の年や転籍状況等により変わります。

【申請できる方】

- ①本人・配偶者・直系親族（父母・祖父母・子・孫など）
- ②上記以外の方が取得される場合は、委任状が必要です。

◆戸籍関係証明書は上記①②以外の方は請求できませんが、第三者であっても戸籍法に定める請求理由のある方は、請求することが可能です。請求理由等を申請書に詳しく記載していただき、戸籍の請求が正当なものであることを示す疎明資料、請求事由を客観的に証明する資料等の添付が必要な場合があります。正当な理由があると認められない場合は、証明書を発行することができません。

詳しくは、市民課までお問い合わせください ☎ 0856-31-0222

【申請窓口】 平日：8：30～17：15

- ・益田市役所市民課・美都地域総務課・匹見地域総務課・公民館（益田・吉田・高津・都茂・匹見上公民館を除く）

※公民館での請求は、基本後日交付となります。

本籍地が益田市以外（広域交付）の方**【申請に必要なもの】**

- ・本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど官公署が発行した顔写真付きの身分証明書）
- ※広域交付の場合は、必ず顔写真付きの身分証明書の提示が必要です。
- ※亡くなられた方の戸籍謄本は、本籍地の市区町村で死亡の記載が完了するまで、届出日を含め1週間から10日程度（土日、祝日を除く）、他の自治体との連携状況によってはそれ以上かかることもあります。
- ※事前に本籍地と筆頭者、提出先で必要な証明書の種類の確認をお願いします。
- ※広域交付は時間を要しますので、余裕をもってご来庁ください。場合によっては、後日交付となることがあります。
- ※戸籍謄本（全部事項証明）、除籍謄本、改製原戸籍謄本のみ対象です。その他戸籍抄本、戸籍の附票などは広域交付の対象外ですので、必要な方は本籍地の市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

【申請できる方】

- ・本人・配偶者・直系親族（父母・祖父母・子・孫など）
- ・上記以外の方が取得される場合は、広域交付の申請はできませんので本籍地の市区町村の担当窓口へお問い合わせください。

【申請窓口】 平日：8：30～17：15

- ・益田市役所市民課・美都地域総務課・匹見地域総務課 ※公民館では申請できません。

(2) 印鑑登録証明書の取得について

【申請方法】 ・本人確認できるもの（運転免許証、マイナンバーカードなど）
・以下のものも必要です。

- ①本人の場合
 - ・印鑑登録証（マックスカードを含む）またはマイナンバーカード（利用者証明用電子証明書付き）
- ②本人以外の場合
 - ・証明書が必要な方の印鑑登録証（代理人が申請する場合、印鑑登録証を預かることで委任とみなします。申請書には、印鑑証明書が必要な方の「住所・氏名・生年月日」が必要です）

証明書の種類	手数料	内容
印鑑登録証明書	300円	自治体に登録済みの「実印」が本人のものであるということを証明する書類

【申請窓口】 平日：8：30～17：15

- ・益田市役所市民課・美都地域総務課・匹見地域総務課・公民館（益田・吉田・高津・都茂・匹見上公民館を除く）

住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

手続き カードについて

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードを所持していた場合、死亡日をもってカードは使用不可となります。 ※カードに記されたマイナンバーは、市役所以外の手続きで必要となる場合があります。諸手続きが終わるまでは保管し、不要になった段階で破棄してください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	市民課 ☎ 0856-31-0222 FAX 0856-24-0180

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は使用不可となりますので、返却または破棄してください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 0856-31-0222 FAX 0856-24-0180

保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた、または国民健康保険加入世帯の世帯主だった

手続き① 資格確認書などの返却・差替え

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、資格確認書などを回収します。 国民健康保険加入世帯の世帯主が亡くなったときは、世帯の被保険者全員の新しい資格確認書などを交付します。 ※資格確認書などの返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	すみやかに ※資格確認書などの差替えがある場合は、お早めに交付を受けてください。
	手続き可能な人 ・返 却：どなたでも可 ・差替え：亡くなった方の同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の国民健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ（世帯主が亡くなったときは、世帯の被保険者全員分をお持ちください） ※「限度額適用認定証」など、資格確認書または資格情報のお知らせ以外に交付されているものがあれば一緒にお持ちください。	保険課保険係 ☎ 0856-31-0212 FAX 0856-24-0180

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険の被保険者だった方が退職後3か月以内に亡くなったときは、加入していた健康保険か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者または亡くなった方の同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳など（葬祭執行者のもの）	保険課保険係 ☎ 0856-31-0212 FAX 0856-24-0180

保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた、または国民健康保険加入世帯の世帯主だった

手続き③ 高額療養費などの申請

手続き詳細	期 限
<p>世帯主が高額療養費や療養費などの支給決定前や振込前に亡くなられ、支給ができなくなった場合、また、未申請のものがある場合には、受取・支給について申請することができます。</p> <p>この場合、相続人代表者への支給となりますので、どなたが相続人代表者となるか「受取人代表者選任届（高額療養費などの支給用）」に必要な事項を記入し、提出してください。</p> <p>※相続人全員が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを全員分提出してください。</p>	<p>対象の診療年月の翌月1日から2年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者または亡くなられた方の同一世帯員</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 印鑑（相続人代表者のもの）</p> <p><input type="checkbox"/> 預貯金通帳など（相続人代表者のもの）</p>	<p>保険課保険係</p> <p>☎ 0856-31-0212</p> <p>FAX 0856-24-0180</p>

手続き④ 国民健康保険税の還付に関する受取代表者の届出

手続き詳細	期 限
<p>世帯主が亡くなられ、国民健康保険税の過納に伴う還付が発生する場合には、相続人代表者へ還付をします。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人代表者になれるのか「国民健康保険税の還付金受取代表者届」に必要な事項を記入し、提出してください。</p> <p>※相続人全員が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを全員分提出してください。</p>	<p>約2週間以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者または亡くなられた方の同一世帯員</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 預貯金通帳など（相続人代表者のもの）</p>	<p>保険課保険係</p> <p>☎ 0856-31-0212</p> <p>FAX 0856-24-0180</p>

国民健康保険に加入していた、または国民健康保険加入世帯の世帯主だった

手続き⑤ 新たに世帯主となった方の口座振替の申請

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなられたことに伴い、新たに国民健康保険加入世帯の世帯主となった方は、今後、国民健康保険税の納税義務者となります。 国民健康保険税の口座振替による納付を希望する場合は、市内金融機関で口座振替の届出をしてください。	口座振替開始を希望する月の前月末日まで
	手続き可能な人 新たに世帯主となった方または世帯員 ※市内金融機関で手続きしてください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳など <input type="checkbox"/> 口座の届出印 ※口座振替の届出書は市内の各金融機関にあります。	保険課保険係 ☎ 0856-31-0212 FAX 0856-24-0180

手続き⑥ 送付先の届出

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなられたとき、亡くなられた日までの国民健康保険税を精算し、後日これに関する通知などを送付しますので、送付先の届出をしてください。	約 2 週間以内
	手続き可能な人 相続人代表者または亡くなられた方の同一世帯員
必要なもの	問い合わせ先
	保険課保険係 ☎ 0856-31-0212 FAX 0856-24-0180

保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書などの返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、資格確認書を回収しています。 ※返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。 ※医療機関で亡くなったときは、医療費の清算を済まされた後で返却してください。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療資格確認書	保険課 保健・年金係 ☎ 0856-31-0215 FAX 0856-24-0180

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方に葬祭費(30,000円)が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳など(葬祭執行者のもの) <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書、※葬祭執行者がご遺族でない場合のみ必要)	保険課 保健・年金係 ☎ 0856-31-0215 FAX 0856-24-0180

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 相続人代表者届の提出

手続き詳細	期 限
相続人代表者の届出をしてください。 代表者には、本来被保険者が受け取ることのできた高額療養費など各種給付の受給、保険料の精算や今後発生する各種手続きのご案内および各種通知を送付をします。 また、相続権のある方全員が相続放棄をされる場合も届出が必要です。	亡くなられた日から2年以内
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑（相続人代表者のもの） <input type="checkbox"/> 預貯金通帳など（相続人代表者のもの） <input type="checkbox"/> 遺言書など相続権が確認できるもの（※法定相続人以外の相続人のみ必要） <input type="checkbox"/> 相続放棄申述受理通知書の写し（※相続権のある方全員が相続放棄される場合のみ）	保険課 保健・年金係 ☎ 0856-31-0215 FAX 0856-24-0180

年金に関する手続き

国民年金・厚生年金を受給していた、または加入していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や、受給していた年金の種類によってご案内する手続きが異なります。	お問い合わせください
	手続き可能な人 お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号が分かるもの ・ 年金証書 ・ 基礎年金番号通知書(年金手帳) ・ 日本年金機構からの通知書など	保険課 保健・年金係 ☎ 0856-31-0216 FAX 0856-24-0180 日本年金機構「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570-05-1165 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 FAX 0855-23-0442

共済年金・企業年金・恩給を受給していた、または加入していた

手続き 必要な手続きの確認（各関係機関にお問い合わせください）

区分	対象者	手続き詳細	必要なもの	期限	手続き可能な人	問い合わせ先
年金	共済年金		お問い合わせください			各共済組合
	企業年金					企業年金連合会 ☎ 0570-02-2666
	恩給					総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は住所地のJAしまねを經由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	死亡届は死亡日から10日以内
	手続き可能な人 お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 受給権者の死亡日が確認できる戸籍謄本、住民票の写し、または死亡日に関する市町村長の証明書など	農業委員会事務局 ☎ 0856-31-0481

税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納税通知書による納付

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	税務課市民税係 ☎ 0856-31-0608 税務課固定資産税係 ☎ 0856-31-0610 FAX 0856-23-3929

手続き② 口座振替の停止

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市外にお住まいの場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
	税務課市民税係 ☎ 0856-31-0608 税務課固定資産税係 ☎ 0856-31-0610 FAX 0856-23-3929

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者(兼現所有者)指定届の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税・森林環境税が課税されている場合、市民税・県民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者(兼現所有者)指定届」に必要事項を記入し、提出してください。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要です。また、相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課(市民税係)までお問い合わせください。</p>	<p>相続が発生してから2か月経過を目安に。</p> <p>※検討に時間が掛かる場合はご相談ください。</p> <p>※郵送で相続人代表者(兼現所有者)指定届が届いた方は約2週間以内</p>
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	税務課市民税係 ☎ 0856-31-0608 FAX 0856-23-3929

税金に関する手続き

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 相続人代表者（兼現所有者）指定届の提出

手続き詳細

固定資産を持つ納税義務者が亡くなられたとき、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出です。

※相当の期間内に「相続人代表者（兼現所有者）指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。

※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。

※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要です。また、相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課（固定資産税係）までお問い合わせください。

※令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。相続人は不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、法務局に相続登記の申請をする必要があります。

期限

相続が発生してから2か月経過を目安に。

※検討に時間が掛かる場合はご相談ください。

※郵送で相続人代表者（兼現所有者）指定届が届いた方は約2週間以内

手続き可能な人

相続人代表者

必要なもの

【法定相続人の方が相続される場合】

原則不要

【法定相続人以外の方が相続される場合】

遺言書の写しなど

問い合わせ先

税務課固定資産税係

☎ 0856-31-0610

FAX 0856-23-3929

松江地方法務局

益田支局

☎ 0856-22-0429

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返却）の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート（益田市ナンバー） <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）	①相続人 ②相続人と同居の家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要です。
	問い合わせ先
	税務課市民税係 ☎ 0856-31-0608 FAX 0856-23-3929

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きが必要です。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）	①相続人 ②相続人と同居の家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要です。
	問い合わせ先
	税務課市民税係 ☎ 0856-31-0608 FAX 0856-23-3929

介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 介護保険資格喪失届の提出、証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。 介護保険負担割合証および介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は、返却または破棄してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	高齢者福祉課 ☎ 0856-31-0682 FAX 0856-24-0181

手続き② 還付金等受取代表者選任届の提出

手続き詳細	期 限
後日、亡くなられた方の生前の住所に保険料の未納または還付、高額介護サービス費などに関する通知を送付する場合があります。必要事項を記入し提出してください。	2年以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
	高齢者福祉課 ☎ 0856-31-0682 FAX 0856-24-0181

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き③ 相続人による送付先届出書の提出

手続き詳細	期 限
後日、亡くなられた方の生前の住所に保険料の未納または還付、高額介護サービス費などに関する通知を送付する場合があります。 ひとり暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が届かないおそれのある方は届出書を提出してください。 なお、既に届出書を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。 ※郵送手続き可（電話にてお申し出ください）	約 2 週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることが分かる書類（指定相続人の場合：遺言書の写しなど） <input type="checkbox"/> 本人確認書類	高齢者福祉課 ☎ 0856-31-0682 FAX 0856-24-0181

障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持されていた場合、死亡日をもって資格喪失となります。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

特別障害者手当・障害児福祉手当（経過的福祉手当）を受給していた

手続き 特別障害者手当・障害児福祉手当（経過的福祉手当）資格喪失届の提出（未払いの手当がある場合は特別障害者手当など未支払請求書および相続人代表者選任届の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当・障害児福祉手当（経過的福祉手当）を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失します。 <u>未払いの手当がある場合は、認定時に定められた配偶者・扶養義務者による未支払請求ができます。</u>	14日以内
	手続き可能な人 親族 ※未払金の請求ができるのは、認定時に定められた配偶者・扶養義務者のみ
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払いの手当がある場合は、認定時に定められた配偶者・扶養義務者の預貯金通帳など	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられたとき】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
(未払いの手当がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、
受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の受給資格者（保護者）が亡くなられたとき、死亡日をもって受給資格が喪失します。 未払いの手当がある場合は、手当の対象となっている児童による請求ができます。また、受給資格が継続する場合は、受給者変更の手続きが必要です。	14日以内
	手続き可能な人 親族 ※未払金の請求ができるのは、受給対象者である児童のみ
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可) <input type="checkbox"/> 未払いの手当がある場合は、手当の対象となっている児童の預貯金通帳など <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、預貯金通帳など	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

障がい福祉に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【児童が亡くなったとき】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出
（未払いの手当がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の受給対象となっている児童が亡くなったとき、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 未払いの手当がある場合は、手当の受給資格者（保護者）による請求ができます。 また、他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きが必要です。	14日以内
	手続き可能な人 親族 ※未払金の請求ができるのは、受給資格者のみ
必要なもの	問い合わせ先
	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が自立支援医療受給者証を所持していた場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）返却の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

福祉医療費の助成を受けていた

手続き 福祉医療費医療証の返却および、資格喪失届、相続人指定届、請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療費助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失します。未請求の医療費領収書がある場合は、請求の手続きができます。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 福祉医療費医療証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求がある場合は、相続人の預貯金通帳など	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

精神障害者通院医療費助成を受けていた

手続き 精神障害者医療費助成請求書、相続人代表者選任届の提出
(新規の場合は、精神障害者医療費助成申請書の提出が必要)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が精神障害者医療費助成を受けていた場合、死亡日をもって資格喪失となります。未請求の医療費領収書がある場合は、請求の手続きができます。(所得区分がA・C1・C2・Dの方と福祉医療費助成を受けている方を除く)	すみやかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未請求分の自己負担上限額管理票 <input type="checkbox"/> 未請求がある場合は、相続人の預貯金通帳など	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

障がい福祉に関する手続き

じん臓機能障害者通院費助成を受けていた

手続き

じん臓機能障害者通院費助成請求書、通院証明書、相続人代表者選任届の提出
(新規の場合は、じん臓機能障害者通院費助成申請書の提出が必要)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がじん臓機能障害者通院費助成を受けていた場合、死亡日をもって資格喪失となります。未請求の通院費がある場合は、請求の手続きができます。	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通院証明書 <input type="checkbox"/> 未請求がある場合は、相続人の預貯金通帳など	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

タクシー券を利用していた

手続き

未使用分のタクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がタクシー券を利用していた場合、死亡日をもって資格が喪失します。未使用分の福祉タクシー券があれば返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未使用分のタクシー券	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

児童発達支援・放課後等デイサービスなどを利用していた

手続き 障害児通所給付受給者証の返却または申請者（保護者）の変更

手続き詳細	期 限
障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用していた児童が亡くなったときは、通所受給者証の返却が必要です。 申請者である保護者が亡くなったときは、通所受給者証の保護者変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなった方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証の返却が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	障がい者福祉課 ☎ 0856-31-0251 FAX 0856-31-8120

子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなったとき、未払いの児童手当の請求および受給者の変更手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 受給予定者およびお子様名義の預貯金通帳など <input type="checkbox"/> 本人確認書類 ※ 受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要です。	対象児童の監護者 (新たに受給者となる方)
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

児童手当支給対象の児童

手続き ① 児童死亡による額改定

手続き詳細	期 限
児童が亡くなれば、支給児童数が減った場合、手当額が減額されるので手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童の保護者(受給者)
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

児童手当支給対象の児童

手続き② 児童死亡による受給消滅

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられ、受給要件に該当しなくなった場合、児童手当の支給が消滅するため手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童の保護者（受給者）
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられたとき、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですのでご相談ください。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	親族など戸籍法の規定による死亡の届出義務者
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

子どもに関する手続き

児童扶養手当支給対象の児童

手続き① 児童死亡による資格喪失

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられ、支給要件に該当しなくなった場合、児童扶養手当の支給が消滅するため手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童の保護者（受給者）
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

手続き② 児童死亡による支給額減額

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられ、扶養している児童数が減った場合、支給額の減額となるため手続きが必要です。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	児童の保護者（受給者）
	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-22-8833

保育所などを利用していた園児または保護者

手続き 支給認定の変更届出

手続き詳細	期 限
園児または保護者などが亡くなられた場合、世帯構成の変更により保育料が変更することがあるため、書類の提出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 園児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
	子ども福祉課 ☎ 0856-31-1380 FAX 0856-22-8833

こっころカードを交付されていた

手続き 返還手続き

手続き詳細	期 限
以下の場合は、こっころカードを返還する必要があります。 ・全児童が亡くなられたとき ・こっころカードを交付されていた保護者が亡くなられたとき	すみやかに
	手続き可能な人 カード交付者 カード交付者の親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> こっころカード	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-31-0243

子どもに関する手続き

末子が亡くなられた家庭

手続き 有効期限変更手続き

手続き詳細	期 限
以下の場合は、こっころカードの有効期限を変更する必要があります。 ・2人以上のお子さまがいる家庭で、末子が亡くなられたとき →次に年齢の低いお子さま（新たな末子）が18歳になる年度末までに有効期限を変更します。 ※亡くなられた児童が末子ではない場合は手続き不要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	カード交付者 カード交付者の親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> こっころカード	子ども福祉課 ☎ 0856-31-0243 FAX 0856-31-0243

子ども医療費受給資格証を交付されていた

手続き 受給資格証の返却、喪失届提出

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給資格証（令和8年6月末までは、乳幼児等医療費または児童医療費受給資格証）を交付されていた子どもが亡くなられたときは、受給資格証を回収しています。 ※返却が難しい場合は、はさみなどで細かくして処分してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	児童の保護者など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格証（令和8年6月までは乳幼児等医療費または児童医療費受給資格証） <input type="checkbox"/> 本人確認書類	保険課 保健・年金係 ☎ 0856-31-0215 FAX 0856-24-0180

上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き、支払方法の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続き、支払方法の変更が必要です。 ※電話手続き可	すみやかに
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
	上下水道部業務課 ☎ 0856-31-0422 FAX 0856-24-2711

公共下水道または農業集落排水に接続されており、井戸水や山水を使用していた

手続き 使用水量認定申告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続き、支払方法の変更が必要です。亡くなられた方が名義人ではない場合も世帯人数の変更手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
	下水道課 ☎ 0856-31-0323 FAX 0856-23-0930

上下水道に関する手続き

下水道事業受益者負担金を納付中であつた

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなされたときは、受益者の変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
	下水道課 ☎ 0856-31-0323 FAX 0856-23-0930

農地に関する手続き

農地を所有していた

手続き 農地法第3条の3の規定による届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有していた農地について、相続により権利取得をした場合に届出が必要です。	農地の権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続した農地の明細	農業委員会事務局 ☎ 0856-31-0481

水田に関する手続き

水田を所有・管理していた または借りていた

手続き① 水稲生産実施計画書の名義、住所、電話番号の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が水田を所有・管理していたまたは借りていた場合は、水稲生産実施計画書の名義などの変更が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
	益田市農業再生協議会 (農林水産課内) ☎ 0856-31-0316 FAX 0856-24-0452

手続き② 経営所得安定対策の承継

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が経営所得安定対策へ加入していた場合は、交付金の承継手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続関係があることを確認できる書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方が死亡したことを確認できる書類 <input type="checkbox"/> 承継される方の預貯金通帳など ※詳細はお問い合わせください	益田市農業再生協議会 (農林水産課内) ☎ 0856-31-0316 FAX 0856-24-0452

農地中間管理機構利用者手続き

農地中間管理機構を利用し農地を貸していた

手続き 貸出者の変更

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、手続きが必要です。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 利用権設定内容変更申請書(契約名義人死亡による名義人変更) <input type="checkbox"/> 印鑑(相続人となる方) <input type="checkbox"/> 預貯金通帳(相続人代表者となる方)※金納の場合のみ <input type="checkbox"/> 相続関係図	農林水産課農業担い手支援センター ☎ 0856-31-0312 FAX 0856-24-0452

農地中間管理機構を利用し農地を借りていた

手続き 農地賃貸借契約の解約

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農地中間管理機構を介し農地を借りていた場合、手続きが必要です。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
[農地中間管理機構との賃貸借契約の解約] <input type="checkbox"/> 貸付者解約申出書(受け手) <input type="checkbox"/> 貸付者合意解約書	農林水産課農業担い手支援センター ☎ 0856-31-0312 FAX 0856-24-0452

所有する森林の土地の手続き

森林の土地を所有者していた

手続き 所有者の変更

手続き詳細	期 限
森林の土地所有者であった方が亡くなられたときは、所有者変更の手続きが必要です。	所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 森林の土地の位置を示す図面 <input type="checkbox"/> 森林の土地の登記事項証明書または登記完了証	農林水産課林業水産係 ☎ 0856-31-0313 FAX 0856-24-0452

所有する文化財の手続き

指定文化財もしくは登録文化財を所有していた

手続き 所有者の変更

手続き詳細	期 限
文化財の所有者であった方が亡くなられたときは、所有者変更の手続きが必要です。 ※指定物件が土地、建物などで登記されている物件の場合は、法務局での登記完了後、手続きをしてください。 ※郵送手続き可	【国指定・登録文化財の場合】 変更後20日以内 【県・市指定の場合】 すみやかに
	手続き可能な人
	新たな所有者
必要なもの	問い合わせ先
【国指定文化財の場合】 <input type="checkbox"/> 所有者変更届(指定書を添えて) 【国登録有形文化財の場合】 <input type="checkbox"/> 所有者変更届(登録証の新所有者への引き渡しが必要) 【県・市指定文化財の場合】 <input type="checkbox"/> 所有者変更届	文化振興課 ☎ 0856-31-0623 FAX 0856-31-0641

犬に関する手続き

犬を飼っていた

手続き 飼い犬の登録変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が犬を飼われていた場合、飼い主変更の手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 新たな飼い主
必要なもの	問い合わせ先
	環境衛生課 ☎ 0856-31-0201 FAX 0856-31-1139

発行 益田市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2026年4月

